

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号機の設計及び工事の計画の認可申請(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応)【11】、及び、高浜保安規定(新規制基準対応)【32】)」

2. 日時： 令和3年1月22日 13時30分～15時30分

3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室 (TV会議システムを利用)

4. 出席 (※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、名倉安全管理調査官、立元管理官補佐、正岡管理官補佐、中野上席安全審査官、中房上席安全審査官、深堀上席安全審査官、井上主任安全審査官、安田主任安全審査官、田澤審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長他27名※ 及び 担当者3名

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機の設計及び工事の計画の認可申請及び保安規定変更認可申請(津波警報等が発表されない可能性のある津波への対策等)について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について、詳細に説明することを求めるとともに、引き続き、内容を確認することとした。

○入力津波の設定の考え方については、評価点毎に入力津波による敷地影響がないことを確認した上で、防潮ゲート閉止の判断基準を網羅した入力津波を設定していることを説明すること。

○潮位観測システム(防護用)のうち潮位計のLCO、AOTの設定においては、条件設定として、1台が動作可能である場合と全台が動作不能である場合における処置を整理した上で、説明すること。

○潮位観測システム(防護用)のうち衛星電話(津波防護用)のLCO、AOTの設定においては、条件設定として、4台未満が動作可能である場合と中央制御室間の通信手段が維持できなくなった場合における処置を整理した上で、説明すること。

○設計及び工事の計画の認可の補正申請においては、申請書と添付資料の両者に示す内容により、原子炉施設保安規定変更認可の補正申請においては、申請書と審査資料の両者に示す内容により、各々、新規制基準への適合性を説明することを踏まえて、それら書類に、審査会合での議論の内容を適切に反映すること。なお、本件に係る許可審査においては、書類の記載不備により、申請内容の事実確認に相当の時間を要した

ことから、そのようなことが生じないよう、書類作成に関する品質管理を徹底すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 警報なし津波 設工認説明資料
- ・ 高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料（抜粋）
- ・ 高浜 1, 2号機 保安規定に関する補足説明資料の一部追加見直しに係る経緯と反映の内容
- ・ 高浜発電所 改良型フィルタのフィルタ取替の着手時間について

以上